

この度、九州・中国地区オリコミ協議会では、2016年4月の熊本地震(大震災)における教訓に学び、大規模な災害や不可抗力による事故や事変が発生した場合の新聞折込の可否について審議をし、次のように決定いたしました。

**新聞発行本社・新聞販売店・輸送業者・折込広告代理店は、全力を傾注し、新聞及び折込広告を読者にお届けできるよう努力いたしますが、災害や事故・事変の規模・状況によりましては、新聞折込が出来なくなる場合がございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

地震・津波・台風・水害・火災・噴火・大雪・竜巻などに襲われた場合や不可抗力による事故や事変が発生した場合、被災地(被害地)に所在する販売店の崩壊やライフラインの遮断等、予想をはるかに上回る事態が起こります。また、事故・事変等においても被害(被災)の種類や特性においては、新聞折込に携わる側にとって想像し得ない事態が起こり得る可能性があります。

上記のような大規模な災害や事故・事変が発生した場合は、クライアント(広告主様)のご要望をお受けできない場合があります。同じ災害や事故でも、地域により被害も異なり、新聞販売店によっては、折込が出来なくなります。さらに、通信手段の確保が難しい状況では、お受けした新聞折込を取り止め(中止)にする事も出来ない場合があります。また、新聞本紙が新聞販売店に未到着の場合は、折込広告が新聞販売店に到着済みであっても、折込広告のみの配達はいたしません。